

平成 20 年 3 月 26 日
日興コーディアル証券株式会社

日興コーディアル証券がアリアンツ生命の

第一号商品「アリアンツ NK Kraft (クラフト)」の販売開始

日興コーディアル証券株式会社（本社所在地：東京都千代田区、取締役社長：北林幹生、以下「日興コーディアル証券」）は、平成 20 年 4 月 1 日よりアリアンツ生命保険株式会社（本社所在地：東京都港区、代表取締役社長：三宅伊智朗、以下「アリアンツ生命」）の第一号商品「アリアンツ NK Kraft (クラフト) *」の販売を、全国 110 の本支店で開始いたします。

*正式名称：一時払変額年金保険（年金原資保証型）

今回販売を開始する「アリアンツ NK クラフト」は、据置期間中の運用実績に応じて年金原資・死亡給付金の最低保証額がステップアップする、年金原資保証型の一時払変額年金保険です。クラフトはドイツ語で「力・元気」などを意味する言葉で、この言葉のように「アリアンツ NK クラフト」はお客様の資産運用を力強くサポートする商品設計になっております。

「アリアンツ NK クラフト」の主な特長

1. 年金原資、死亡給付金の最低保証額（ステップアップ保証額）は運用実績に応じて 5%刻みで上がります。
 - ◇ 積立金額が基本保険金額の 110%から 150%の範囲内の 5%刻みの額に到達した場合、年金原資、死亡給付金の最低保証額（ステップアップ保証額）が上がります。
 - ◇ ステップアップの判定は毎日行い、一度上がったステップアップ保証額は下がりにません。
2. 厳選された 6 つの特別勘定による国際分散投資が可能です。
 - ◇ 日本、世界の株式、債券に投資する特別勘定からお客様のニーズに合わせて選択して組み合わせることが可能です。
※株式比率は 30%以下とします。
3. 運用実績にかかわらず、死亡給付金、年金原資は基本保険金額（一時払保険料）が最低保証されます。
 - ◇ ステップアップ保証額が一度も上がらなかった場合でも、死亡給付金、年金原資は基本保険金額（一時払保険料）が最低保証されます。

当社は、グローバルなネットワークで商品を開発するアリアンツ生命と相乗効果を創出し、今後ますます多様化するお客様のニーズに対応していきます。

以上

アリアンツNK クラフトの特長

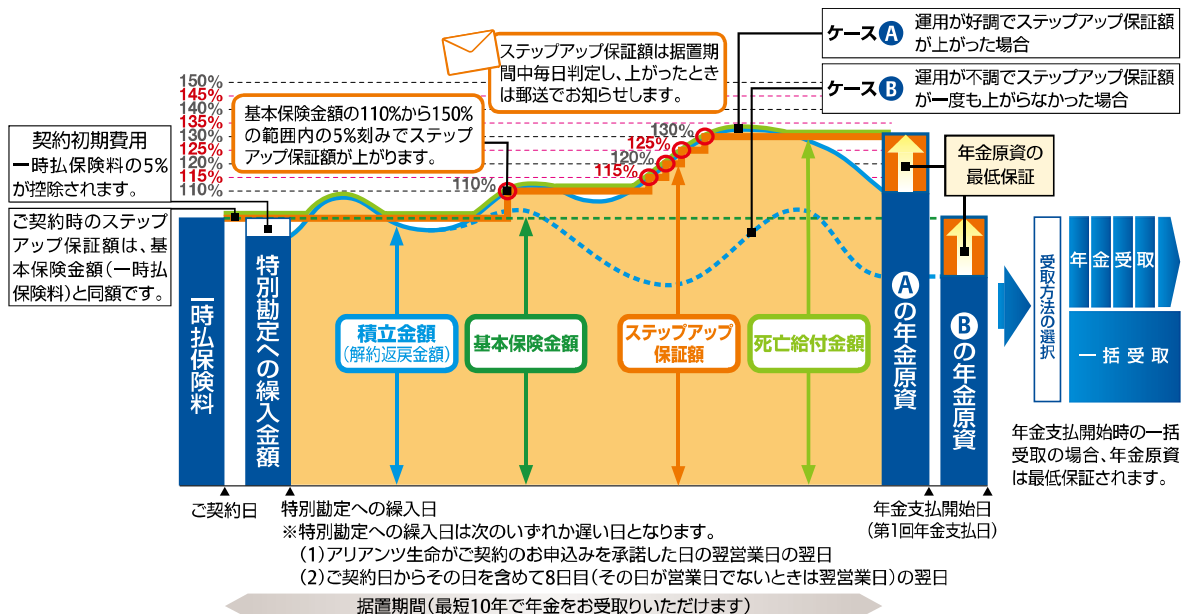
- 「ひとつ上のチャンスをつかむ」－年金原資、死亡給付金の最低保証額（ステップアップ保証額）は運用実績に応じて5%刻みで上昇**

 - 積立金額が基本保険金額の110%から150%の範囲内の5%刻みの額に到達した場合、年金原資、死亡給付金の最低保証額（ステップアップ保証額）が上がります。
 - 運用実績は据置期間中、毎日判定します。
 - 一度上がったステップアップ保証額は、以後下がることはありません。
- 「厳選された特別勘定による国際分散投資」－充実した6つの特別勘定**

 - 特別勘定の主な投資対象として、インデックス運用等において顧客から高い信頼を得ているパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の株式型投資信託と、債券の運用で世界的に定評のあるアリアンツ・グループ傘下の運用会社ピムコジャパンリミテッドの債券型投資信託を採用しています。
 - 国内外の株式、債券に投資する各特別勘定から、所定の範囲内*で自由に選択して組み合わせることができます。また、各資産をあらかじめ組合せた2つのバランス型特別勘定による効率的な国際分散投資も可能です。
※株式比率は30%以下であることが必要です。
- 「安心の最低保証機能」－運用実績にかかわらず、死亡給付金、年金原資は基本保険金額（一時払保険料）を最低保証**

 - 運用が不調でステップアップ保証額が一度も上がらなかった場合でも、年金原資は基本保険金額（一時払保険料）と同額が最低保証されます。
 - 据置期間中に被保険者が亡くなった場合の死亡給付金は、基本保険金額（一時払保険料）が最低保証されます。

商品の仕組み図



※図のステップアップ保証額および死亡給付金額は「ケースA 運用が好調でステップアップ保証額が上がった場合」の額を示しています。

※図はイメージであり、ご契約の一部解約等があった場合を想定していません。また、将来の積立金額、死亡給付金額、年金原資等を保証するものではありません。

※年金額は、ご契約時に定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金原資にもとづき年金支払開始時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算され算出されます。

ご契約のお取扱い

契約年齢 (被保険者の年齢)	0歳～70歳(満年齢)						
一時払保険料 (基本保険金額)	200万円～5億円(1万円単位) 被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して5億円をこえることはできません。						
保険料払込方法	一時払のみ						
据置期間	10年～90年(1年単位) ※年金支払開始時の被保険者年齢が90歳をこえることはできません。						
年金種類	<table border="1"> <tr> <td>保証期間付終身年金</td> <td>保証期間：5・10・15・20・25・30年</td> </tr> <tr> <td>保証期間付終身年金 (年金総額保証型)</td> <td>保証期間：年金支払開始日において、その期間に対応する年金額の合計額が年金原資に到達する最短の期間に自動的に設定されます。</td> </tr> <tr> <td>確定年金</td> <td>年金支払期間：5・10・15・20・25・30・35・40年</td> </tr> </table> <p>※年金受取にかえて、残りの保証期間または年金支払期間の年金現価をお受取りいただけます。</p>	保証期間付終身年金	保証期間：5・10・15・20・25・30年	保証期間付終身年金 (年金総額保証型)	保証期間：年金支払開始日において、その期間に対応する年金額の合計額が年金原資に到達する最短の期間に自動的に設定されます。	確定年金	年金支払期間：5・10・15・20・25・30・35・40年
保証期間付終身年金	保証期間：5・10・15・20・25・30年						
保証期間付終身年金 (年金総額保証型)	保証期間：年金支払開始日において、その期間に対応する年金額の合計額が年金原資に到達する最短の期間に自動的に設定されます。						
確定年金	年金支払期間：5・10・15・20・25・30・35・40年						
年金支払開始年齢	<p>【保証期間付終身年金】50歳～90歳</p> <p>【保証期間付終身年金(年金総額保証型)】50歳～90歳</p> <p>【確定年金】10歳～90歳</p>						
付加できる特約	遺族年金支払特約 ※この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金でお支払いします。						
増額	お取扱いしません。						
告知	不要です。						
クーリング・オフ制度	お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回または解除ができます。						

「アリアンツNK クラフト」の投資リスクと費用、その他の留意事項について

投資リスクについて

- この商品では、お申込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、国内外の株式および債券を主な投資対象とする投資信託等に投資することにより運用を行います。
- この商品では、資産運用の結果が直接死亡給付金額、解約返戻金額および将来の年金額等に反映されることから、高い収益性も期待できますが、一方で投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約返戻金額等のお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、ご契約者に帰属することになります。
- 積立金の移転を行った場合、ご選択いただいた特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。

諸費用について

- 「アリアンツNK クラフト」にかかる費用の合計額は、下記「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」、「年金管理費」の合計額となります。
 - 据置期間中の費用
 - ・ 契約初期費用：一時払保険料に対して5%を、特別勘定への繰入時に一時払保険料から控除します。
 - ・ 保険契約関連費用：特別勘定の資産総額に対して年率2.65%の1/365を毎日控除します。
 - ・ 資産運用関連費用：特別勘定において主な投資対象とする投資信託の信託財産に対して所定の率（特別勘定ごとに異なります）を乗じた金額を、信託報酬として毎日控除します。
 - 年金支払期間中の費用
 - ・ 年金管理費：支払年金額に対して1%を、年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。
 - 遺族年金支払特約による年金のお支払いを行う場合の費用
 - ・ 年金管理費：支払年金額に対して1%を、遺族年金支払特約の年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。
- ※ 資産運用関連費用として、信託報酬の他に、信託事務の諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。なお、資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

※ 年金管理費は、将来変更される可能性があります。

その他の留意事項について

- この商品の年金原資には一時払保険料相当額の最低保証がありますが、年金原資が最低保証されるためには、一部解約等のご契約内容の変更をされずに、据置期間満了時まで運用いただく必要があります。
- 年金支払開始日を変更された場合には年金原資の最低保証がありません。したがって、運用実績によっては、お受取りになる年金の合計額が一時払保険料の額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 解約返戻金には最低保証はありませんので、運用実績によっては解約された場合の解約返戻金が一時払保険料を下回ることがあります。

ご検討・お申込みに際しましては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」等をご覧ください。